

国民保護業務計画

平成19年1月

社団法人富山県医師会

第1章 総 則

第1条 (目的)	1
第2条 (基本方針)	1
第3条 (武力攻撃事態等における調査及び研究等)	2

第2章 平素からの備え

第4条 (情報連絡体制及び活動体制の整備)	2
第5条 (関係機関との連携)	3
第6条 (警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備)	3
第7条 (管理する施設等に関する備え)	3
第8条 (医療の提供に関する備え)	3
第9条 (備蓄)	3
第10条 (訓練の実施)	4

第3章 武力攻撃事態等への対処

第11条 (県対策本部への対応)	4
第12条 (活動体制の確立)	4
第13条 (安全の確保)	5
第14条 (関係機関との連携)	5
第15条 (国民への情報提供)	5
第16条 (警報等の伝達)	5
第17条 (医療の提供)	5
第18条 (安否情報の収集・提供)	6
第19条 (応急の復旧)	6

第4章 緊急対処事態への対処

第20条 (活動体制の確立)	7
第21条 (緊急対処保護措置の実施)	7

第5章 計画の適切な見直し

第22条 (計画の適切な見直し)	7
------------------------	---

社団法人富山県医師会国民保護業務計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、社団法人富山県医師会（以下「県医師会」という。）の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、富山県国民保護計画及び本計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

2 県医師会は、本計画の実施にあたり、国、県、市町村その他関係機関と相互に連携を図りながら、県医師会及び会員が一体となって、医療を確保するものとし、次の点に留意するものとする。

(1) 国民に対する情報提供

インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(2) 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

(3) 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するにあたっての実施方法等については、国、県及び市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

(4) 安全の確保

国民保護措置の実施にあたっては、国、県及び市町村の協力を得つつ、県医師会職員及び会員ほか、県医師会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

(5) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

ア 国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。

イ 国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

(6) 富山県国民保護対策本部長の総合調整等

ア 富山県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され、県対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

イ 富山県知事（以下「県知事」という。）から、県医師会を通じて会員である医療関係者に対し医療の実施の要請が行われた場合は、その調整を図り、会員への支援を行うものとする。

（武力攻撃事態等における調査及び研究等）

第3条 武力攻撃事態等における医療活動が円滑に実施できるよう、武力攻撃事態等の医療活動について、調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

第2章 平素からの備え

（情報連絡体制及び活動体制の整備）

第4条 情報の迅速な収集、伝達を行うため、情報連絡体制の整備を図るものとする。

(1) 県医師会及び会員の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

(2) 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるとともに、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても、県医師会内及び会員との連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

(3) 武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。

2 武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑かつ的確に実施するため、県医師会における緊急参集体制及び活動体制についてあらかじめ必要な事項を定め、県医師会内のほか関係機関に周知するものとする。

(1) 交通の途絶、職員及び会員又はその家族の被災等により参集が困難な場合等も考慮しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など職員の服務の基準に関し必要な事項も併せて定めるものとする。

(2) 緊急参集を行う関係職員及び会員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。

(3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を

整備するものとする。

- 3 県知事が平時より赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事より赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行うものとする。

(関係機関との連携)

第5条 武力攻撃事態等において、医療を適切かつ迅速に提供するため、平素から国、県及び市町村と連携しつつ、当該提供に関わる実施体制の整備、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び災害拠点病院等の関係機関との協力体制の構築に努め、医療救護体制の確立を図るものとする。

(警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備)

第6条 県知事から警報、避難措置の指示及び避難の指示等の通知を受けた場合において、警報の伝達先、連絡先、連絡手順など必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

(管理する施設等に関する備え)

第7条 武力攻撃事態等において、管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ管理体制の確認及び資機材を整備するよう努めるものとする。

(医療の提供に関する備え)

第8条 県、市町村等が、避難住民等への医療の提供を実施するための体制の整備を行うにあたっては、医療機関、医療関係者等についての情報の提供及び県、市町村等との協定の締結など必要な協力をを行うものとする。

- 2 武力攻撃事態等において、県医師会や会員が対応可能な支援活動や必要な情報の収集・発信方法、医療救護班の派遣方法等を記したマニュアル等をあらかじめ作成し、会員への周知を図るものとする。

(備蓄)

第9条 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、医薬品その他の物資及び医療資器材の供給要請先等を確実に把握するものとする。

- 2 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な医薬品その他の物資及び医療資器材を調達することができるよう、供給要請先や他の医療機関等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものと

する。

(訓練の実施)

第10条 平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう県医師会及び会員による訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体等が実施する国民保護措置についての訓練に参加するよう努めるものとする。

2 国民保護措置と防災のための措置について共通する内容がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

(県対策本部への対応)

第11条 政府により武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、県対策本部が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

2 県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報等の伝達の方法に準じて、迅速にその旨を周知するものとする。

(活動体制の確立)

第12条 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、県医師会国民保護対策本部（以下「県医師会対策本部」という。）を設置する。

(1) 県医師会対策本部は、県医師会における情報の収集・集約及び情報の共有、国民保護措置などに関する連絡調整、国民保護措置の実施、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

(2) 県医師会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。

(3) この計画に定めるもののほか、県医師会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

2 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員等の緊急参集を行うものとする。

3 県医師会対策本部は、情報連絡体制及び通信体制の確保を図るものとする。

(1) 県医師会対策本部は、県医師会及び会員が管理する施設の被災の状況、国民保護措置の実施状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集・集約し、必要に応じて、県対策本部等に報告するものとする。

(2) 県医師会対策本部は、県対策本部等より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するにあたり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、県医師会職員及び会員間での情報の共有を図るものとする。

(3) 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うこと

もに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

- (4) 国民保護措置の実施に必要な通信手段に支障が生じた場合は、直ちに県対策本部等に支障の状況を連絡するものとする。

(安全の確保)

第13条 国民保護措置を実施するにあたっては、その内容に応じ、国又は地方公共団体から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、県医師会及び会員のほか県医師会が実施する国民保護措置に従事する者の身体に危険が及ばないよう安全の確保に十分配慮するものとする。

- 2 国民保護措置を実施するにあたって、国民保護法第157条第3項に基づき赤十字標章等を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の医療機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

- 2 県医師会及び会員が武力攻撃災害の兆候を発見したとき、または発見した者から通報等を受けたとき、その内容により必要な関係機関に直ちに連絡するものとする。

(国民への情報提供)

第15条 県医師会が実施する国民保護措置の実施状況、実施予定等についてホームページ等を活用して、国民に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

(警報等の伝達)

第16条 県知事より警報等の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、県医師会職員及び会員に対し迅速かつ確実な伝達を行うとともに、会員を通じ入院患者、外来患者等への伝達に努めるものとする。

(医療の提供)

第17条 県知事から医療救護班の派遣の要請を受けたときは、県地域防災計画に準じ、医療救護班を派遣するものとする。

- (1) 医療救護班の編成は、一班当たり原則として次のとおりとする。

ア 医師 1名

イ 看護師 2名

ウ 薬剤師 1名

エ 連絡員 2名

- (2) 医療救護班は、県が避難施設及び災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行い、実施する業務は次のとおりとする。
- ア 被災者の傷病の程度の判定（トリアージ）
 - イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
 - ウ 医療機関への搬送の要否の判断及び順位の決定
 - エ 被災者の死亡の確認及び死体の検案
 - オ その他必要な措置
- (3) 医療救護班の医療救護活動にあたっては、県及び関係機関から提供される安全に関する情報等に基づき、医療救護活動を実施する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。
- 2 N B C 災害への対処については、災害現場において消防機関、県警察、保健所、自衛隊及び国の専門研究機関との連携を図りながら、防護措置を講じたうえで、医療救護活動を行うとともに、県を通じて国からの協力要請があった場合は必要な協力をを行うものとする。
- 3 市町村長から県医師会及び会員に対し医療救護班の派遣の要請があった場合においては、県対策本部に連絡のうえ、必要な調整を行うものとする。
- 4 医療の提供に支障が生じた場合は、会員及びその他医療機関と連携を図るとともに、特に必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について国又は県、市町村に応援を求めるものとし、医療の確保に努めるものとする。

(安否情報の収集・提供)

- 第18条 安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、県及び市町村の行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 2 県及び市町村の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、県に安否情報を提供するほか、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者の現に所在する市町村に安否情報を提供するものとし、さらに当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該市町村に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

(応急の復旧)

- 第19条 武力攻撃災害が発生した場合、県医師会及び会員が管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。
- 2 応急の復旧のために必要な措置を講ずるにあたって自らの要員、資機材等によっては的確

かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

3 県医師会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県対策本部等に報告するものとする。

第4章 緊急対処事態への対処

(活動体制の確立)

第20条 県緊急対処事態対策本部が設置された場合、必要に応じて、県医師会緊急対処事態対策本部を設置するものとする。

- (1) 県医師会緊急対処事態対策本部は、県医師会における情報の収集・集約及び情報の共有、緊急対処保護措置などに関する連絡調整、緊急対処保護措置の実施、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- (2) 県医師会緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- (3) 県医師会緊急対処事態対策本部を設置したときは、県緊急対処事態対策本部にその旨を連絡するものとする。
- (4) この計画に定めるもののほか、緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(緊急対処保護措置の実施)

第21条 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章の定めに準じて行うこととする。

第5章 計画の適切な見直し

(計画の適切な見直し)

第22条 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、県知事に報告する（軽微な変更である場合は、通知する）とともに、関係市町村長へ通知し、ホームページ等において公表を行うものとする。

- 2 この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、国、県、市町村及び関係機関に対し、資料の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。